

データ等の公表に関する規程

(目的)

第1条 一般社団法人大学 IR コンソーシアム（以下「コンソーシアム」）が運営する IR システムから取得した学生調査データおよびコンソーシアムの学生調査設問を利用した調査結果を、定款第6条第1項第1号に規定する正会員（以下「正会員」）およびコンソーシアムが公表する際は、以下の内容を遵守し利用する。

(公表可能なデータ)

第2条 正会員は、コンソーシアムが運営する IR システムから取得できるすべての学生調査データおよびコンソーシアムの学生調査設問を利用した調査結果を、正会員学内において、正会員内部のセキュリティポリシー等各種取り決めに準じて自由に使用することができる。尚、使用する資料には、コンソーシアムのデータを使用している旨明記する。ただし、学外には大学間相互比較データのデータは公表できない。

(公表の条件)

第3条 IR システムから取得した学生調査データおよびコンソーシアムの学生調査設問を利用した調査結果を公表する際は、調査回答者個人または個別の正会員を識別できない状態に加工したものを公表すること。公表者は、原則として正会員に所属している教職員に限る。

2 正会員が IR システムを利用して作成した各種分析資料などを公表する際には、コンソーシアムのデータを利用している旨明記する。

(設問の利用)

第4条 コンソーシアムの学生調査設問は、誰でも自由に利用することができる。ただし、利用の際はコンソーシアムの設問を利用している旨を明記する。

(正会員登録情報の第三者への開示)

第5条 コンソーシアムは、次の場合を除き、正会員登録情報を第三者に開示しない。

- (1) 当該正会員の同意がある場合
- (2) コンソーシアムに対して機密保持義務を負っている運用保守業務委託先に対して、コンソーシアム事業を遂行するために必要な範囲において開示する場合
- (3) 正会員からのお問い合わせ、資料請求等の内容から、コンソーシアムの運用保守業務委託先から回答することが適切であると合理的に判断される場合で、当該業務委託先に開示する場合
- (4) 関係する法令または指針・ガイドラインにより第三者への開示が認められている場合
- (5) 司法または行政機関等から、法令にもとづき開示または提出を命じられた場合

(本規程の変更)

第6条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則

この規程は、２０２１年５月６日から施行する。

（この施行に伴い、２０１８年４月４日施行の『IR システムデータ提供・システム利用規程』は２０２１年５月６日をもって廃止し、すべての過去データにも新たに施行するデータ等の公表に関する規程が適用される。）